

## 新型コロナ外来対応医療機関、消毒等の対策が求められ実費相当額が補助対象に

《背景》新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類」に引き下げられたことに伴い、医療機関への補助内容についても見直しが行われた。詳細については5月8日の事務連絡「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施に当たっての取扱いについて」などで示されたが、新型コロナウイルス感染症の今後の動向を見通すことは困難であることから、補助内容については当面2023年9月末までの対応としている。本稿では、新設された「外来対応医療機関確保事業」と、6月1日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第3版）」についてご紹介する。

《解説》5類移行に伴い、新型コロナ外来については幅広い医療機関で受診できる体制が求められています。そこで新たに外来対応医療機関（これまでの「診療・検査医療機関」となり、少なくとも2023年度中は外来対応医療機関の対応を行う医療機関に対し、新設に係る初度設備等の支援として、1施設当たり50万円が補助されることになりました（図表）。またQ&A（第3版）では、新型コロナウイルス感染症対策事業において、外来対応医療機関においても「必要な消毒等を行う」ことが求められるとし、その場合の実費相当額は補助対象となることを明らかにしました。さらに産科などの分娩機関も要件を満たせば外来対応医療機関確保事業の対象となることを示しました。

### ◎図表：新設の外来対応医療機関確保事業の概要

目的	外来対応医療機関の <b>新設に伴い必要となる初度設備等</b> の支援
補助対象	<b>新たに外来対応医療機関</b> となり、少なくとも <b>2023年度中は継続</b> する医療機関 ※ <b>2023年3月10日以降</b> 、新たに外来対応医療機関（2023年5月7日以前は発熱診療等医療機関）の指定を受けた医療機関が対象
対象経費	① 患者案内のための看板の設置料 ② ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 ③ 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 ④ 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費 ⑤ 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費
上限額	1施設あたり <b>500,000円</b>

出典：令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（R5.5.8）を基に表を作成  
（<https://www.mhlw.go.jp/content/001094142.pdf>）

《発行》

**アステラス製薬株式会社**

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

**医療総研株式会社**（担当：Mesa 編集室）

東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002

Mail : mesa.info@iryo-soken.co.jp